

「私は大丈夫。」と思っていないませんか？

# ご注意を!! 消費者トラブルが増えています

最近、高齢者や若年者を狙った消費者トラブル相談が相次いでいます。

若年者は知識・経験不足により、高齢者は老後の不安をあおられたり、体力・気力低下につけこまれて被害に遭うことが多いようです。

特に一人暮らしの高齢者は狙われやすく、一度契約すると、他の業者からも勧誘されることがあります。高齢者の家族や近所の方は、日ごろから様子を気に掛けるようにしましょう。

悪質商法にはいろいろな手口がありますが、業者の口車に乗って不要な契約はしないことです。「必要ありません!」「いりません!」ときっぱり断りましょう。

また、架空請求は数年前がピークでしたが、手口が「はがき」から「封書」に変わり、最近では配達記録郵便で督促状が届く事もあります。



さらに、請求が架空かどうか分からないにくい内容になっています。パソコンや携帯電話に架空請求メールが届いたという手口もあります。身に覚えがない場合は絶対に連絡を取らないでください。  
不審だと思ったら、すぐに消費生活センターへ相談してください。また、クーリング・オフ制度をご利用ください。

## 解決策その1

### 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフというのは文字通り「頭を冷やしてよく考える」という意味で、クーリング・オフ制度は消費者の力強い味方です。

取引の種類によってできる場合とできない場合がありますが、一定期間内で要件を満たしていれば、無条件で契約が解除できます。

\*クーリング・オフはトラブルを防止するため書面で行うことになっています。

#### 効果1

支払った代金は全額返金され、違約金等も請求されません。

#### 効果2

商品等を受け取っている場合、送料は販売会社の負担で引き取ってもらえます。

#### ●クーリング・オフができない場合

- ①総額が3,000円未満で代金払い済みの場合
- ②消耗品の容器を開けてしまった場合（化粧品・健康食品などの密封容器を開けてしまった商品については、クーリング・オフの対象外になります。）
- ③購入商品が自動車の場合
- ④通信販売で購入した場合

#### ●クーリング・オフの仕方

販売会社に通知するときの例（はがきの場合）

郵便ハガキ

000-0000

会社住所

株式会社 代表者△△様

通知書

契約年月日 年 月 日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○円

販売会社名  株式会社△営業所

上記契約は解除します。なお支払済の○○円を返金し、商品をお引取りください。△年△月△日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

- ①はがきに書いて、両面をコピーし、控えとして大切に保管してください。
- ②はがきは「配達記録」か「簡易書留」郵便で送ります。
- ③クレジット契約があるときは、クレジット会社にも同様の手続きをしましょう。

● クーリング・オフができる主な取引

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での指定商品・権利・役務の契約	8日間
電話勧誘販売	業務からの電話による指定商品・権利・役務の契約	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法による取引。店舗契約を含む。指定商品制なし。	20日間
特定継続的役務提供	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの継続的契約。店舗契約を含む。	8日間
業務提供誘引販売取引	内職商法による取引。店舗契約を含む。指定商品制なし。	20日間
生命・損害保険契約	店舗外での契約期間1年間を越える契約	8日間

「クーリング・オフ」制度ですべて解  
決できるわけではありません。契約  
はくれぐれも慎重に！

このほか、クレジット契約、海外  
商品先物取引、商品ファンド契約、  
ゴルフ会員権契約などにもクーリン  
グ・オフ制度があります。

※期間の起算日は「法定の契約書面が交付  
された日」または「クーリング・オフの  
告知の日」のいずれも当日を算入する。  
ただし海外先物取引は不算入。

解決策  
その2  
困ったときは  
消費生活センターへ！

消費者を取り巻く環境は、日々変  
化してトラブルも多様化していま  
す。いつトラブルに遭うか分からな  
いうえ、新しい手口は予想もできま  
せん。トラブルに遭ったら、あきら  
めないで早めに相談したほうが良い  
解決ができます。

消費生活センターでは、消費者契  
約に関する相談や問い合わせを受け  
付けています。気軽ににご相談くだ  
さい。

《お問い合わせ先》

茨城県消費生活センター

☎029-1224-6445

【受付時間】

午前9時～午後5時

※土・日・祝日・年末年始はお休み

常陸大宮市消費生活センター

(本庁商工観光課内)

☎52-2185 (直通)

【受付時間】

午前9時～正午

午後1時～4時

月～金曜日

※土・日・祝日・年末年始はお休み

※月・水・金は専任の相談員が対  
応します。

常陸大宮市消費者リーダー連絡会

消費者としての正しい知識と様々な情報を把握し、安心・安全な住みよいまちづくりのために、啓発活動に取り組んでいます。

消費者リーダーの活動について

常陸大宮市消費者リーダー連絡会 会長 斉藤 豊美さん

昭和55年、大宮町消費者リーダー連絡協議会が設立されました。歴代会長を中心に役員・会員の皆様に支えられ、また関係機関の方々のお力添えをいただきながら活動してまいりました。

現在、力を入れているのは、被害未然防止のための悪質商法追放の啓発活動です。最近では平成19年1月末に、ジャスコ常陸大宮店の正面入口前広場で、雪も降りそうな寒風の中を、手をかじませながら悪質商法被害防止のリーフレットやパンフレットなどを配布し、被害防止を呼びかけました。

啓発活動を始めたばかりの頃は、なかなか受け取っていただけないことが多かったのですが、のぼりを立て帽子と腕章を身に付け配布するようになったところ、最近では「次回はいつですか？」と声をかけていただくようになり、続けてよかったです。

これからも会員の皆様と共に小さな輪から大きな輪となって、消費生活に関する意識が地域社会に広がることを願い、会員と共に頑張る活動して行こうと思います。

★安心・安全な住みよいまちづくりのため、会員を募集しています!!

常陸大宮市消費者リーダー連絡会では、会員を募集しています。市内での啓発活動や消費者大会参加、研修会など、消費生活についての活動を行っています。

【申し込み・問い合わせ先】 斉藤豊美会長宅 ☎52-2272 または本庁商工観光課 ☎52-1111 (内線273)